

○ 総務省告示第二百八十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和三年八月二十日

総務大臣 武田 良太

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変 更 後	変 更 前
<p>第2 周波数割当表 [1～7 略]</p> <p style="text-align: center;">周波数割当表</p> <p>[第1表～第3表 略]</p> <p>国内周波数分配の脚注 [J1～J206 略]</p> <p>J207 この周波数帯において、<u>移動衛星業務における携帯移動地球局及び航空機地球局は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第5.29号から第5.31号までの規定を適用する。</u></p> <p>[J208～J296 略]</p> <p>[別表1-1～11-3 略]</p> <p>[国際周波数分配の脚注 略]</p>	<p>第2 周波数割当表 [1～7 同左]</p> <p style="text-align: center;">周波数割当表</p> <p>[第1表～第3表 同左]</p> <p>国内周波数分配の脚注 [J1～J206 同左]</p> <p>J207 この周波数帯において、<u>二次業務の航空移動衛星業務における航空機地球局は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第5.29号から第5.31号までの規定を適用する。</u></p> <p>[J208～J296 同左]</p> <p>[別表1-1～11-3 同左]</p> <p>[国際周波数分配の脚注 同左]</p>
<p>無線 符号 [] の記号は出回しあり。</p>	